第一項第七号	当該保険者の国民健康保険の世帯主等	保険者の被保険者	基準日保険者の国民健康保険の世帯主等
第一項第八号	当該保険者	保険者の被保険者	基準日保険者
	が他の当該他の	当該保険者以外の	が当該基準日保険者以外の当該基準日保険者
第一項第九号	当該保険者の国民健康保険の世帯主等	保険者の被保険者	基準日保険者の国民健康保険の世帯主等
第一項第十号	他の	当該保険者以外の	基準日保険者
第一項第十一号	当該保険者	保険者の被保険者	基準日保険者
第一項第十三号	当該保険者の国民健康保険の世帯主等	保険者の被保険者	基準日保険者の国民健康保険の世帯主等
第一項第十四号	当該保険者	保険者の被保険者	基準日保険者
	が他の当該他の	当該保険者以外の	が当該基準日保険者以外の当該基準日保険者
第一項第十五号	当該保険者の国民健康保険の世帯主等	保険者の被保険者	基準日保険者の国民健康保険の世帯主等
第一項第十六号	他の	当該保険者以外の	基準日保険者
第一項第十七号	当該保険者		基準日保険者

5　計算期間において当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた者（基準日において被用者保険保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。以下この項において「基準日被用者保険被保険者等」という。）である者に限り、基準日世帯主等を除く。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日被用者保険被保険者等が基準日において法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日被用者保険被保険者等を基準日世帯主等と、基準日被扶養者（基準日において当該基準日被用者保険被保険者等の被扶養者である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日世帯員とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日被用者保険被保険者等合算額」という。）	基準日被用者保険被保険者等合算額のうち、基準日被用者保険被保険者等と、基準日被扶養者を基準日世帯員とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日被用者保険被保険者等合算額で除して得た率	基準日被用者保険被保険者等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

6　前項の規定は、計算期間において当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた者（基準日において被用者保険保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被扶養者である者に限り、基準日世帯主等を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項の表中「を基準日世帯主等と、基準日被扶養者（」とあるのは「（基準日において被用者保険保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被扶養者である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日世帯主等と、基準日被扶養者（」と、「第一項第一号に」とあるのは「第一項第三号に」と、「第一項第七号に」とあるのは「第一項第九号に」と、「第一項第十三号に」とあるのは「第一項第十五号に」と読み替えるものとする。

基準日被扶養者合算額のうち、基準日世帯主等と、基準日被扶養者を基準日世帯員とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第七号から第十二号までに掲げる額に相当する額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率	基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額	る額を合算した額（以下この表において「基準日被用者保険被保険者等合算額」という。）
元世帯員合算額のうち、基準日被用者保険被保険者等と、基準日被扶養者等とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第十三号から第十八号までに掲げる額に相当する額を、元世帯員合算額で除して得た率	元世帯員合算額から高額療養費算定基準額を控除した額	基準日被用者保険被保険者等と、基準日被扶養者（以下この表において「基準日被扶養者合算額」という。）である者に限り、基準日世帯主等を除く。）の被用者保険被保険者等（高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被扶養者である者に限り、基準日世帯主等を除く。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項の表中「を基準日世帯主等と、基準日被扶養者（」とあるのは「（基準日において被用者保険保険者等（後期高齢者医療の被保険者を除く。）の被用者保険被保険者等（後期高齢者医療確保法に基づく後期高齢者医療広域連合を除く。）の被扶養者である者をいう。以下この表において同じ。）を基準日世帯主等と、基準日被扶養者（」と、「第一項第一号に」とあるのは「第一項第三号に」と、「第一項第七号に」とあるのは「第一項第九号に」と、「第一項第十三号に」とあるのは「第一項第十五号に」と読み替えるものとする。

7　計算期間において当該保険者の国民健康保険の世帯主等であつた者（基準日において後期高齢者医療の被保険者である者に限り、基準日世帯主等を除く。以下この項において「基準日後期高齢者医療被保険者」という。）に対する高額療養費は、次の表の上欄に掲げる額のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、同表の中欄に掲げる額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日後期高齢者医療被保険者が基準日において法第四十二条第一項第四号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

基準日後期高齢者医療被保険者を基準日世帯主等と、基準日後期高齢者医療被保険者（基準日において当該基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者と同一の世帯に属する当該基準日後期高齢者医療被保険者をいう。以下この表において同じ。）を基準日世帯員とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号から第六号までに掲げる額に相当する額を合算した額（以下この表において「基準日後期高齢者医療被保険者合算額」という。）	基準日後期高齢者医療被保険者合算額のうち、基準日後期高齢者医療被保険者を基準日世帯主等と、基準日後期高齢者医療被保険者以外後期高齢者医療被保険者を基準日世帯員とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日後期高齢者医療被保険者合算額で除して得た率	基準日後期高齢者医療被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額